

部落差別(同和問題)のない社会を実現するために



☎ 人権教育・啓発課 人権教育・啓発係 ☎096(232)2113

詳しくはこちら→

部落差別(同和問題)は、居住地や出身地を理由に差別され、全ての国民に保障されている基本的人権が、完全には保障されていないという重大な人権問題です。

菊池管内において、今もなお以下のような部落差別事象が発生しています

- インターネット上に差別書き込みをする。
- 結婚の際に、出身地などを理由に反対する。
- 土地購入などに際し、自治体に同和地区の有無や所在地について問い合わせをする。
- 公共の場所に差別的な内容の落書きをする。
- 特定の地域や個人に対し、差別発言をする。

私たち一人一人が部落差別(同和問題)への正しい知識と理解を深めるとともに、自らの問題として捉え、具体的な行動につなげていくことが大切です。

教科書から「土農工商」が消えた！

～部落問題について正しく知ろう～

詳しくはこちら→



Q：どうして教科書に部落問題が記載されたのか？

A：昭和40年(1965年)、同和対策審議会は「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」「国民の中にある同和地区への偏見・俗説を打破する必要がある」との認識を示しました。そして、部落問題を国民的課題とするとともに、偏見や俗説を否定し、国民に正しく認識してもらうよう小・中学校の教科書に記載され始めました。

Q：教科書の記載はどのように変わったのか？

A：昭和46年(1971年)には小学校の教科書に、「江戸時代の身分制度は『土農工商』であり『その下にいちだんと低い身分を置いた』」というピラミッド型で記載されていましたが、それは間違いということが分かってきました。そのため、現在の教科書からは「土農工商」という表現は消えており、「武士・百姓・町人」の三身分と「百姓・町人とは別に」という表現に変わっています。

Q：なぜ教科書の表現は変わったのか？ ～「土農工商」の本当の意味は？～

A：「土農工商」はもともと古代の中国の言葉で、身分制度を表す言葉ではなく、職業を表す言葉でした。「民(たみ)」を職業で分類した言葉が「土農工商」と表現されたものであり、「民全体」「みんな」などといった意味で理解されており、日本には奈良時代に伝わりました。

しかし、明治時代初めに行われた身分制度の変革を「四民平等」ととらえたことで、「土農工商」は江戸時代の身分制度を指すものと誤解されたまま使われるようになったのです。江戸時代の身分制度では、武士は支配層であったものの、そのほかの百姓・町人に支配・被支配といった関係は無く、対等であったとされています。また、「下に」と言われていた身分の人にも一定の経済力を持っていた人もおり、これまでの教科書に記載された位置づけとは違う実態が分かってきました。

Q：今の教科書には部落問題についてどう記載されているのか？

A：学校で使われている教科書には、身分制度だけでなく部落差別の中で生き抜いてきた人たちの姿が記載されています。中世に作られた京都の龍安寺の庭園をつくったこと、近代医学の発展に寄与した「解体新書」を生み出すことになった被差別民衆の解体技術と知識、日本初の人権宣言と言われる水平社創立大会での「水平社宣言」など、私たちの生活を豊かにする内容が記載されています。出版社によってその内容は異なりますが、日々の研究結果により、部落問題の内容も更新され続けているのです。



龍安寺の庭園

※子どもがいる家庭などでは、社会の教科書を借りて読み返してみましよう。